

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定により、現在内廷費は五千万円、皇族費は三百万円となっております。これらは昭和三十三年に改正せられたものであります。以来三年近くを経過し、内廷費につきましては、最近における内外外交際の経費の増大、皇太子殿下の御結婚、親王殿下の御誕生に伴う諸経費の増大及び職員給与引き上げに伴う給与費の増大等があり、また皇族費につきましては、近年における御活動状況及び経済情勢の変化等に伴い、現定額では所要の経費をまかなくするに困難な実状にあると思われます。よつてこれらの諸事情を勘案いたしまして現定額を改定し、内廷費の定額を五千八百万円、皇族費の定額を四百二十万円といたしたいと存じます。

以上がこの法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○久野委員長 両案についての質疑は次会に譲ることといたします。次会は公報をもつてお知らせするところとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十五分散会

内閣委員会議録第一号中正誤	
ペジ段	行 誤
一四	云六政面
一五	六 民政
三五	一 新聞
一民政	民生
民生	新聞

内閣委員会議録第二号中正誤

内閣委員会議録第二号中正誤	
ペジ段	行 誤
四四	六 ためは
四五	三 をしない
七二	ために
一五	をしたい
一 新聞	新聞